



第5章 参考資料

(1) 策定経緯

■ 策定経緯

		庁内会議	都市計画審議会	町民参加
		策定検討委員会 策定検討委員会部会		町民アンケート 策定検討懇話会 パブリックコメント
平成 28 年度	8月	第1回委員会(8/31)		
	9月			
	10月	第1回部会(10/12)		
	11月		H28第1回(11/8)	
	12月	第2回部会(12/15)		
	1月	第2回委員会(1/13)		
	2月	第3回部会(2/21) 第3回委員会(2/24)	H28第2回(2/13)	町民アンケート (2/10～3/10)
	3月		H28第3回(3/31)	
平成 29 年度	4月			第1回懇話会(4/3)
	5月	第4回部会(5/22) 第4回委員会(5/25)		第2回懇話会(5/15)
	6月			第3回懇話会(6/7)
	7月	第5回部会(7/25) 第5回委員会(7/31)		
	8月		H29第1回(8/8)	
	9月	第6回委員会(9/25)		
	10月			第4回懇話会(10/4)
	11月	第7回委員会(11/17)	H29第2回(11/22)	第5回懇話会(11/30)
	12月	第8回委員会(12/21)	H29第3回(12/20)	パブリックコメント (12/26～1/22)
	1月			
	2月		H29第4回(2/9)	
	3月	計画策定		

(2) 構成メンバー

■ 構成メンバー（策定検討委員会）

	職名
委員	総合政策課長
委員	総務課長
委員	総務課参事（危機管理室長）
委員	税務課長
委員	住民環境課長
委員	福祉医療課長
委員	農林課長
委員	観光課長
委員長	まちづくり新幹線課長
委員	まちづくり新幹線課参事
委員	建設課長
委員	水道課長
委員	学校教育課長
委員	社会教育課長
事務局	まちづくり新幹線課主幹 まちづくり新幹線課まちづくり係長 まちづくり新幹線課まちづくり係主事

■ 構成メンバー（策定検討委員会部会）

	職名
部員	総合政策課総合政策係長
部員	総務課管財係長
部員	総務課危機管理室防災担当係長
部員	税務課資産税係長
部員	住民環境課生活安全係長
部員	住民環境課環境対策室長（環境係長）
部員	福祉医療課福祉係長
部員	農林課農業振興係長
部員	農林課畜産林政係長
部員	観光課観光地域振興係長
部員	まちづくり新幹線課新幹線係長
部員	まちづくり新幹線課商工労働・企業誘致係長
部員	建設課管理係長
部員	水道課下水事務係長
部員	学校教育課総務係長
部員	社会教育課社会教育係長
事務局	まちづくり新幹線課長 まちづくり新幹線課参事 まちづくり新幹線課主幹 まちづくり新幹線課まちづくり係長 まちづくり新幹線課まちづくり係主事

■ 構成メンバー（策定検討懇話会）

	氏 名	所属団体
会長	吉 田 聡	(一社)倶知安観光協会 会長
副会長	打 越 雄 介	倶知安青年会議所 専務理事
委員	加 藤 直 己	倶知安町社会福祉協議会 会長
委員	小 松 孝 好	(協組)倶知安商店連合会 専務理事
委員	西 田 信	倶知安町町内会連合会 理事
委員	道 塚 勉	(一社)北海道建築士会後志支部 事務局次長
委員	宮 崎 俊 朗	倶知安商工会議所 事務局長
委員	榊 優 介	公募委員
委員	渡 邊 信 佳	公募委員
委員	荒 川 祥 子	公募委員

(3) 開催状況

■ 開催状況（策定検討委員会）

回	開催日・場所	議題
第1回	日時:平成 28 年8月 31 日(水) 場所:役場3階会議室	・都市計画マスタープランの見直しについて ・現行計画について ・倶知安町の都市の概況 ・見直しの視点
第2回	日時:平成 29 年1月 13 日(金) 場所:役場3階第一委員会室	・計画策定のフロー ・現行計画の評価と見直しの視点 ・都市の将来像・将来都市構造に向けた検討事項 ・まちづくりの現状と課題 ・町民アンケートの実施概要
第3回	日時:平成 29 年2月 24 日(金) 場所:役場3階第一委員会室	・将来人口フレーム ・まちづくりの現状と課題 ・都市の将来像・都市づくりの基本目標 ・将来都市構造
第4回	日時:平成 29 年5月 25 日(木) 場所:役場3階第一委員会室	・町民アンケートの結果 ・まちづくりの現状と課題 ・都市の将来像と基本目標 ・将来都市構造 ・現行計画の評価と見直しの視点 ・都市づくりの方針の骨子
第5回	日時:平成 29 年7月 31 日(月) 場所:役場3階会議室	・都市づくりの方針
第6回	日時:平成 29 年9月 25 日(月) 場所:役場分庁舎会議室	・将来人口等 ・都市づくりの方針 ・地域別構想 ・実現化方策
第7回	日時:平成 29 年 11 月 17 日(金) 場所:役場3階会議室	・都市計画マスタープラン(素案)
第8回	日時:平成 29 年 12 月 21 日(木) 場所:役場3階会議室	・都市計画マスタープラン(素案)の修正点

■ 開催状況（都市計画審議会）

回	開催日・場所	議題
平成 28 年度 第1回	日時:11 月8日(火) 場所:役場3階第一委員会室	・都市計画マスタープランの見直しについて ・現行計画について
第2回	日時:2月 13 日(月) 場所:役場3階第一委員会室	・計画策定のフロー ・まちづくりの現状と課題 ・将来人口フレーム
第3回	日時:3月 31 日(金) 場所:役場3階第一委員会室	・まちづくりの現状と課題 ・都市の将来像・都市づくりの基本目標 ・将来都市構造
平成 29 年度 第1回	日時:8月8日(火) 場所:役場3階第一委員会室	・町民アンケートの結果 ・まちづくりの現状と課題 ・都市の将来像と基本目標 ・将来都市構造 ・都市づくりの方針の骨子
第2回	日時:11 月 22 日(水) 場所:役場3階会議室	・都市計画マスタープラン(素案)
第3回	日時:12 月 20 日(水) 場所:役場3階会議室	・都市計画マスタープラン(素案)
第4回	日時:2月9日(金) 場所:役場3階第一委員会室	・都市計画マスタープラン(案)について、 都市計画審議会へ諮問(同日答申)

■ 開催状況（策定検討懇話会）

回	開催日・場所	議題
第1回	日時:平成 29 年4月3日(月) 場所:役場3階会議室	・懇話会の役割・位置づけ ・都市計画マスタープランの見直しについて ・現行計画について ・倶知安町の都市の概況
第2回	日時:平成 29 年5月 15 日(月) 場所:役場分庁舎会議室	・町民アンケートの結果 ・まちづくりの現状と課題
第3回	日時:平成 29 年6月7日(水) 場所:役場3階第一委員会室	・将来都市像・理念・基本目標 ・将来都市構造 ・都市づくりの方針の骨子
第4回	日時:平成 29 年 10 月4日(水) 場所:役場3階第一委員会室	・将来人口等 ・都市づくりの方針 ・地域別構想
第5回	日時:平成 29 年 11 月 30 日(木) 場所:役場3階会議室	・都市計画マスタープラン(素案)

(4) 用語解説

あ行

アクセス

「近づく」を意味する言葉で、交通では目的地に到達するための手段を指す。

インバウンド

「入ってくる」を意味する言葉で、観光用語では外国人が日本へ訪れる旅行のことを指す。

インフラ

インフラストラクチャー(infrastructure)の略であり、産業や生活の基盤として整備される施設。「都市基盤施設」と同義語。

エコガレージ

町内の資源ごみの回収率や利便性の向上を目的とした当町の施設。

エリアマネジメント

地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上を目的とした、住民・事業主・地権者等による主体的な取り組み。

オープンスペース

主に都市地域において、建築物のない空間。特に都市公園や緑地等を指すことが多い。

か行

外水氾濫

河川の堤防から水が溢れ又は破堤して家屋や田畑が浸水すること。

開発行為

主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う、土地の区画形質の変更のこと。都市計画法では、良好かつ安全な市街地の形成と無秩序な市街化の防止を目的として、一定規模（都市計画区域内、準都市計画区域内では 3,000 m²）以上の開発行為について、許可申請を義務づけている。

既存ストック

市街地に今まで整備されてきた、道路や公園等のインフラ、住宅、商業施設、業務施設、工業施設などのこと。

北の住まいるタウン

北海道が示した将来像で、誰もが安心して心豊かに暮らせるまち・地域のことを指す。この将来像の実現に向けて、北海道はコンパクトなまちづくり、低炭素化・資源循環、生活を支える取組を進めている。

緊急輸送道路

地震などによる災害発生時における緊急物資の供給や応急対策を実施するための緊急輸送を確保するのに必要な道路。

景観行政団体

景観法に基づき、良好な景観の保全・形成を図るなど、景観行政を担う自治体のこと。当町は、北海道知事との協議により景観行政団体になることができる。

景観計画

景観法に基づき、景観行政団体が定めることができる良好な景観の形成に関する計画。計画の区域、良好な景観形成に関する方針、良好な景観形成のための行為の制限に関する事項、届出等について定める。

景観地区

景観法により規定される都市計画法上の地域地区の一つ。形態意匠の制限の他、建築物の最高限度、壁面の位置、敷地面積の最低限度等について、市町村が都市計画区域又は準都市計画区域内に定めることができる。当町では準都市計画区域に定められている。（倶知安町決定）

高次都市機能施設

居住、商業・業務、物流、工業、行政、レクリエーションなどの都市機能のうち、日常生活の圏域を越えた広範な地域の人々が利用する、質の高いサービスを提供する機能。

交通結節点

複数の交通手段間の乗り換えを行うことができる場所。鉄道駅やバスターミナルなどが該当する。

コミュニティバス

地域住民の多様なニーズにきめ細かに対応する地域密着型バス。

コンドミニアム

キッチンや洗濯機など、一定期間生活するための

設備が備えられた宿泊施設。

コンパクト

「小さくまとまったさま」を意味する言葉で、都市計画では市街地に多くの人口や都市機能が集まっている状態を指す。

さ行

再生可能エネルギー

太陽光、風力、水力、波力、地熱、バイオマスなど、永続的に利用することができるエネルギー源を利用して得られるエネルギー。

3R

①Reduce(リデュース):減らす、②Reuse(リユース):再使用、③Recycle(リサイクル):再資源化の3つの頭文字をとったもの。

社会資本

生活や産業を支える様々な社会的施設。公園、医療施設、農地、森林、休憩施設、光ファイバー網、道路など。

準都市計画区域

都市計画区域外に拡大している都市的土地利用に対応し、用途の無秩序な混在や良好な環境の損失を防ぐために都市計画法の規定が適用される区域。当町では、ひらふスキー場周辺地域に指定されている。(北海道が指定)

人口動態

ある期間内の人口の変動の状態。出生・死亡に伴う「自然動態」と、転入・転出に伴う「社会動態」に大きく分けられる。

ストックマネジメント計画

既存ストックを有効活用し、長寿命化を図るための体系的な手法を定める計画。

生物多様性

それぞれの地域の自然環境に応じた様々な生態系が存在すること、並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在すること(遺伝子の多様性、種の多様性、生態系の多様性)。

た行

特定用途制限地域

用途地域が定められていない都市計画区域及び準都市計画区域内において、良好な環境の形成又は保持のために、建築物等の用途を制限する地域であり、都市計画法の地域地区の一つ。当町では準都市計画区域に定めている。(倶知安町決定)

都市機能

居住、商業・業務、物流、工業、行政、レクリエーションなど、都市及びそこで営まれる社会を構成する主要な機能のこと。

都市基盤施設

「インフラ」と同義語。用語解説は、「インフラ」を参照

都市計画区域

都市計画法の規定(土地利用規制や都市計画施設など)が適用される区域のことで、自然的・社会的条件、人口、産業、土地利用、交通量等の現況とその推移を考慮して、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する区域。(北海道が指定)

都市計画公園

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るために、計画的に配置・整備する都市施設として都市計画法に基づいて都市計画決定された公園。将来の整備に向けて、対象区域内では土地利用の制限などが生じる。

都市計画道路

都市の骨格を形成し、安全・安心な暮らしと機能的な都市活動を確保する基幹的な都市施設として、都市計画法に基づいて都市計画決定された道路。将来の整備に向けて、対象区域内では土地利用の制限などが生じる。

都市構造

都市の骨格を示したもの。都市の生活や経済を支える拠点的な地区や施設、幹線道路、公共交通などから構成される。

都市施設

都市活動や良好な都市環境を維持するために必要な施設であり、都市計画法においては、都市計画区域などに道路、公園、水道、河川、学校などの11種類の施設を規定している。

な行

内水氾濫

大雨により側溝、下水道や排水路だけで雨水を排除しきれなくなり、内水の水はけが悪化して建物や土地・道路が水に浸かること。

農業振興地域

農業振興地域の整備に関する法律に基づいて、農業を推進することが必要と定められた地域として、北海道が指定した地域。当町では、これに基づき倶知安町農業振興地域整備計画を策定している。

農用地区域

農業振興地域内で集団的に存在する農用地など、農業上の利用を確保すべき土地として指定された区域。区域内の農地の転用は原則禁止。

は行

バイオマス

家畜ふん尿、食品廃棄物、稲わら、林地残材などの再生可能な生物由来の有機性資源（石炭や石油などの化石資源を除く）。

パーク＆ライド駐車場

駅まで自家用車を利用し、駅から鉄道を利用することを目的として駅付近に設置する駐車場。

ハザードマップ

自然災害が予測される区域や避難場所、避難経路など住民が自主的に避難するために必要な防災情報をわかりやすく地図上に表示したもの。

バリアフリー

障がいのある人や高齢者が生活するうえで妨げになっているもの（バリア）を取り除いて、住みやすい生活環境をつくること。

非可住地

道路、公園などの都市施設や河川など、一般的に人が住むことのできない土地。

ピクトグラム

絵や図を用いた記号のこと。言葉のバリアを取り除く目的で開発され、海外からの旅行者や細かい文字の見えにくい高齢者などに、有効なコミュニケーション手段の一つ。

並行在来線

新幹線と並行している在来線のこと。北海道新幹線の整備は、「並行在来線の経営分離についての沿線自治体の同意」が着工条件の一つとなっている。札幌延伸の認可・着工にあたり、函館線（函館・小樽間）が北海道新幹線の並行在来線になることから、当町を含む沿線自治体全てが北海道旅客鉄道株式会社（JR北海道）の経営分離に同意している。

北海道新幹線並行在来線対策協議会

北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）の開業に伴い、北海道旅客鉄道株式会社（JR北海道）から経営分離される函館線（函館・小樽間）沿線の地域交通の確保に係る検討、新幹線整備に伴う地域課題への対応に関する協議を行う組織。構成員は、倶知安町長を含む沿線 15 市町長と北海道。

ま行

緑の基本計画

市町村が、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画。

や行

ユニバーサルデザイン

設計段階からすべての人々が共通して利用できるものや環境を構想すること。健常者も含め、障がい、年齢、性別を問わずすべての人が便利で快適に暮らせることを目指すこと。

羊蹄山麓広域景観づくり指針

羊蹄山麓地域（蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町）において、広域景観づくりを進めるための考え方を示した指針。

用途地域

都市としての計画的な土地利用の観点から建物の用途の混在を防ぐことを目的として都市計画法で定められた地域地区の一つ。

住居系、商業系、工業系に大別される12地域が設定されている。用途地域を決定すると、建築を行うときに、定められた建築物の用途制限内で建築しなければならない。

ライフステージ

年齢にともなって変化する生活段階のこと。その段階の分け方には様々な手法があるが、例えば人間の一生のうちで、就学、就職、結婚、子どもの誕生などの節目ごとに分けた段階などがある。

倶知安町都市計画マスタープラン

平成 30 年 3 月策定

発行：倶知安町 まちづくり新幹線課

〒044-0001 北海道虻田郡倶知安町北一条東 3 丁目 3

TEL:0136-56-8012 FAX:0136-23-2044

E-mail:machi@town.kutchan.lg.jp



倶知安町



倶知安町イメージキャラクター
じゃが太くん